

会長声明

<資料2-1>

2018年7月20日

会員各位

日本公認会計士協会
会長 関根 愛子

「監査基準の改訂に関する意見書」の公表を受けて

監査の信頼性を確保するための取組の一つとして、7月5日付けで、企業会計審議会が取りまとめた「監査基準の改訂に関する意見書」（以下「改訂監査基準」といいます。）が公表されました。

改訂監査基準で新たに監査報告書に記載が求められることとなった「監査上の主要な検討事項」は、監査報告書の利用者に対する会計監査の内容等に関する情報提供を充実させる観点から監査の透明性を向上させることを目的として検討が進められてきたものであり、監査報告書の情報価値を高めることにその意義があります。これにより、利用者はそれぞれの企業の監査において監査人が特に重要と判断した事項を知ることによって監査に対する理解が深まり、監査の品質を評価する新たな検討材料ともなり得ることから、監査の信頼性の向上に資することが期待されています。また、監査人と監査役等及び経営者の間の議論の充実、企業と株主・投資家との間の対話の促進、及び企業の財務報告やコーポレート・ガバナンスにも好影響をもたらすことが期待されています。

監査人は、「監査上の主要な検討事項」の導入が、これまでの標準文言による監査報告書から個々の企業の監査に固有の情報を提供する監査報告書への大きな転換点であることを認識する必要があります。監査が資本市場における重要なインフラとして信頼を回復し有効に機能し続けるためには、公共の利益に資するという監査の本来的な役割を踏まえ、実施した監査の内容に関する「監査上の主要な検討事項」が利用者にとって適切な情報となるように取り組んでいただけますようお願いいたします。

最後に、「監査上の主要な検討事項」は、上場企業等の金融商品取引法に基づく2021年（平成33年）3月決算の監査から適用となりますが、早期適用が可能とされており、特に東証一部上場企業については、できるだけ2020年（平成32年）3月決算の監査から適用することが期待されています¹。当協会としては、東証一部上場企業の監査において前向きに早期適用に向けた検討を行い、より良い「監査上の主要な検討事項」の先行実務を積み上げていくことが本制度の有意義かつ円滑な導入につながると考えています。東証一部上場企業の監査に従事する監査人においては、企業と十分協議し、適用に向けた準備を開始するようお願いいたします。

以上

¹企業会計審議会「監査基準の改訂について（公開草案）」に対する「コメントの概要及びコメントに対する考え方」No.61、62